

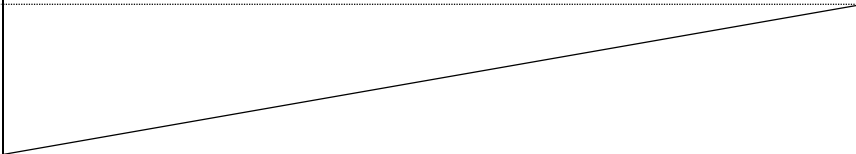
令和6年度 事業推進計画

実施要領	実施計画の内容															
<p>1 地域における技能振興事業の実施                      コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施                      (ア) 対象地域                      予選会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p> <p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p> <p>b 予選会の参加手数料の徴収（令和4年度から実施）予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。                      参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。</p>	<p>コーナーは地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。                      若年者の技能レベルについてより一層の向上を図ることを目的とし、茨城県職業能力開発協会と共同で以下のとおり予選会を実施します。募集時期に県内の企業・教育訓練機関に対して予選会への参加及び観覧に向けた働きかけを行います。</p> <p>令和6年度の開催計画は、技能検定2級実技課題で予選を行う職種以外で、茨城県職業能力開発協会と協議を行い下記1職種としました。</p> <table border="1" data-bbox="624 1010 1134 1182"> <thead> <tr> <th>予選職種</th> <th>電工</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募集時期</td> <td>10月上旬</td> </tr> <tr> <td>実施時期</td> <td>2月中旬</td> </tr> <tr> <td>選手数(見込)</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収します。                      参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌し、9,200円(税込)とします。</p>	予選職種	電工	募集時期	10月上旬	実施時期	2月中旬	選手数(見込)	2人							
予選職種	電工															
募集時期	10月上旬															
実施時期	2月中旬															
選手数(見込)	2人															
<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会への参加を促進する為、中小企業・教育訓練機関等に所属する参加選手と指導員の旅費と工具等の運搬費の援助を行い、若年技能者の大会参加を促進する。</p> <table border="1" data-bbox="576 1787 1406 2029"> <thead> <tr> <th>大会名</th> <th>開催日程</th> <th>場所</th> <th>選手数</th> <th>指導員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能五輪全国大会</td> <td>11月22日～25日</td> <td>愛知県</td> <td>6人</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>若年者ものづくり競技大会</td> <td>7月31日～8月1日</td> <td>群馬県</td> <td>8人</td> <td>8人</td> </tr> </tbody> </table>	大会名	開催日程	場所	選手数	指導員数	技能五輪全国大会	11月22日～25日	愛知県	6人	6人	若年者ものづくり競技大会	7月31日～8月1日	群馬県	8人	8人
大会名	開催日程	場所	選手数	指導員数												
技能五輪全国大会	11月22日～25日	愛知県	6人	6人												
若年者ものづくり競技大会	7月31日～8月1日	群馬県	8人	8人												

実施要領	実施計画の内容
<p>(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和6年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	<p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働者の道に入職することを促進するため、本県における令和6年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行う。</p>
<p>(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和6年度新規認定を行わない。</p> <p>両事業のいずれかを認定された事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	<p>両事業は令和6年度新規認定を行わないが、いずれかの認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際はセンターに問い合わせるよう伝える。</p>
<p>2 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等(掘り起こし)を行うこと。</p> <p>(中略)</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>コーナーはものづくりマイスターの認定・登録について、以下の業務を実施する。</p> <p>本県では中小企業からの派遣希望が多い機械加工職種(マシニングセンタ作業、NC旋盤作業)や工業高校等からの派遣希望が多い電子機器組立て職種について、積極的に開拓を行う。これには県内の連携企業・団体をはじめとする技能検定や各種競技大会関係者、技能五輪経験者や一級技能士を多く輩出している日立グループ会社をはじめとした県内企業等に対して制度の周知を行い、定年退職者及び早期退職者などものづくりマイスターとして活動が見込める方の情報収集など、ネットワークを活用した開拓を進める。(目標認定者数 12人)</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行う。</p> <p>(目標認定者(延べ) 12人)</p>

実施要領	実施計画の内容
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明 認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。</p>	<p>指導技法等講習の受講が必要とされるものづくりマイスター認定者に対して、実技指導に当たる前に受講が必要である旨、説明をする。</p>
<p>(3) 申請書類等の取りまとめものづくりマイスター 認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請等に係る相談に対応するとともに、申請書の記入ミスがないか、認定基準を満たしているか、証明書等の添付書類に不備がないかを確認する。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p>	<p>年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施する。新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導結果報告の作成方法等の事務、個人情報保護、各種ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇に関する知識付与等も含めた指導技法講習を該当者の有無に応じて実施する。</p>
<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.4(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（指導技法等講習資料の提供等や講師養成研修の実施）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるように実施する。</p>
<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。ただし、受講手当は支払わない。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p>	<p>中央技能振興センターが主催する「事例発表・意見交換会」について、開催職種のものづくりマイスターに対して参加勧奨を行う。</p>

実施要領	実施計画の内容																														
<p>3 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p> <p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>コーナーはものづくりマイスターの活用について、以下の業務を実施する。</p> <p>中小企業等に対して事業利用に向けた相談を受ける窓口を設け、技能検定の実技試験等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組みなどを紹介する。ものづくりマイスターによる指導を希望する場合は、コーナー職員が事前に設備等の確認および受講予定者の技能・知識のレベル確認を行い、対応可能であるものづくりマイスターと相談した上で、指導計画の立案を依頼する。</p>																														
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）</p> <p>③ 工業高校等学校及び専修学校・各種学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>派遣先の新規開拓に向けて、年度初めの4～5月に重点的に事業の周知・広報活動を行い、6月以降に順次ものづくりマイスターの派遣が出来るよう計画する。</p> <p><b>① 中小企業に対する実技指導</b></p> <p>これまで派遣実績があった中小企業が所属する市町村商工会の工業部会や近隣の企業に対して、派遣好事例を含めた事業を周知し派遣先の新規開拓を行う。指導内容は技能検定の過去の課題を使用したものを中心に、若年技能者の技能向上に繋がる指導を行う。</p> <p><b>② 業界団体に対する実技指導</b></p> <p>技能検定などで協力体制にある業界団体に事業内容を説明し、構成員の技能向上を図る機会の創出や所属企業に対する事業の利用促進を図る。指導内容は技能検定に関するものだけでなく、技能の伝承など幅広い内容に対応する。</p> <p><b>③ 工業高校等学校に対する実技指導</b></p> <p>ものづくり産業やIT産業に従事するものづくりマイスターと接する事で入職意欲促進に繋げる事を視野に、本事業の利用促進を図る。指導内容として、技能五輪全国大会の競技課題や過去の技能検定試験(3級相当)の実技課題等を基にした指導を実施する。生徒の訓練内容及びその成果を精査し伝達するなど通常の授業では学習出来ない作品を作り上げ、技能尊重気運の醸成を図る。</p> <p><b>④ 公共施設又は民間施設等での指導</b></p> <p>小中学生を含む不特定多数を対象に、ものづくりへの興味を得られる内容で派遣計画を立案し、主にIT分野への理解を深める機会の創出を図る。現代の生活基盤を支える製品製造においてプログラミングのスキルが必要不可欠であることを伝え、将来のIT技術を担う人材の確保に繋げる。</p> <p>※ものづくりマイスター派遣目標</p> <table border="1" data-bbox="620 1659 1401 2029"> <thead> <tr> <th>派遣先</th> <th>派遣数</th> <th>日数</th> <th>派遣者数</th> <th>活動数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業</td> <td>25件</td> <td>20日</td> <td>350人日</td> <td>860人日</td> </tr> <tr> <td>業界団体</td> <td>1件</td> <td>4日</td> <td>10人日</td> <td>40人日</td> </tr> <tr> <td>工業高校等学校</td> <td>40件</td> <td>10日</td> <td>350人日</td> <td>3,000人日</td> </tr> <tr> <td>公共施設等</td> <td>5件</td> <td>1日</td> <td>30人日</td> <td>200人日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>740人日</td> <td>4,100人日</td> </tr> </tbody> </table>	派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数	中小企業	25件	20日	350人日	860人日	業界団体	1件	4日	10人日	40人日	工業高校等学校	40件	10日	350人日	3,000人日	公共施設等	5件	1日	30人日	200人日	合計			740人日	4,100人日
派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数																											
中小企業	25件	20日	350人日	860人日																											
業界団体	1件	4日	10人日	40人日																											
工業高校等学校	40件	10日	350人日	3,000人日																											
公共施設等	5件	1日	30人日	200人日																											
合計			740人日	4,100人日																											

実施要領	実施計画の内容															
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施	<p>サポステ事業の支援対象者は様々な要因を抱えている若者が多く、配慮が必要であるため、サポステと連携を図るとともに、支援対象者の状況説明を受け、ものづくりマイスターの有効活用が見込まれる場合には、積極的な検討・協力等を行う。</p>															
イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信	<p>小中学校等の児童・生徒等を対象に、ものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、ものづくりマイスターを活用した「ものづくりの魅力」発信を行う。</p> <table border="1" data-bbox="620 638 1401 815"> <thead> <tr> <th>派遣先</th> <th>派遣数</th> <th>日数</th> <th>派遣者数</th> <th>活動数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「ものづくりの魅力」発信 小中学校</td> <td>1件</td> <td>1日</td> <td>8人日</td> <td>50人日</td> </tr> </tbody> </table>	派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数	「ものづくりの魅力」発信 小中学校	1件	1日	8人日	50人日					
派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数												
「ものづくりの魅力」発信 小中学校	1件	1日	8人日	50人日												
ウ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信																
(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	<p>ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種について、小中学生を含む不特定多数を対象にものづくりへの興味を得られる内容で派遣計画を立案し、ものづくり産業への理解を深める機会の創出を図る。また、学校等の要請に応じ、ものづくりマイスター職種以外の職種について実技指導を実施します。技能検定職種となっているフラワー装飾職種等について、熟練技能者による実技指導を行うことにより、園芸科等に在籍する生徒の技能向上の一環として、技能検定受検者の増加につなげます。</p> <table border="1" data-bbox="620 1290 1401 1473"> <thead> <tr> <th>派遣先</th> <th>派遣数</th> <th>日数</th> <th>派遣者数</th> <th>活動数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共施設等</td> <td>1件</td> <td>1日</td> <td>5人日</td> <td>30人日</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>8件</td> <td>2日</td> <td>40人日</td> <td>650人日</td> </tr> </tbody> </table>	派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数	公共施設等	1件	1日	5人日	30人日	高校	8件	2日	40人日	650人日
派遣先	派遣数	日数	派遣者数	活動数												
公共施設等	1件	1日	5人日	30人日												
高校	8件	2日	40人日	650人日												
4 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について (1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	<p>コーナーは地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について、以下の業務を実施する。</p> <p>本事業の効果的な実施、さらに関係者の取り組みによる相乗効果を図ることを目的に連携会議を設置し、次の団体の代表者を委員として委嘱し、相互協力を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人茨城県経営者協会</li> <li>・公益財団法人いばらき中小企業グローバル推進機構</li> <li>・茨城県中小企業団体中央会</li> <li>・茨城県商工会議所連合会</li> <li>・茨城県商工会連合会</li> <li>・茨城県技能士会連合会</li> <li>・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構茨城支部</li> <li>・茨城県産業戦略部産業人材育成課</li> <li>・茨城県教育庁学校教育部高校教育課</li> <li>・茨城県職業能力開発協会</li> </ul>															

実施要領	実施計画の内容
<p>(2) 連携会議の開催回数            連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>地域の産業特性や就業構造等を踏まえた技能振興の取組みを検討し、推進計画の策定等を行う。</p> <p>第1回目 ・開催時期：年度当初（令和6年6月頃）            ・当該年度の推進計画の決定</p> <p>第2回目 ・開催時期：年末（令和6年12月頃）            ・当年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等の報告</p>
<p>5 個人情報等の適切な取扱い及び漏洩防止を徹底するための措置</p>	<p>(1) メール誤送付            ア メール宛名間違い            イ BCC を TO、CC 送付            ウ 誤情報送付</p> <p>(2) FAX 先誤り</p> <p>(3) 郵送誤り</p> <p>(4) 手渡し誤り</p> <p>(5) 誤アップロード</p> <p>(6) その他</p> <p>(1)～(5)に定めるものの外、個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止のために受託者としてあらゆる手段を講じる。</p> <p>(7) 委託者への速やかな報告            情報セキュリティインシデントが発生した際は、委託者に速やかに報告を行う。</p>